

## 平成28年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の制定について  
議案第20号 那須塩原市空き家対策審議会条例の制定について  
議案第21号 那須塩原市消費生活センター条例の全部改正について  
議案第22号 那須塩原市交通指導員設置条例の一部改正について  
議案第23号 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について  
議案第24号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について  
議案第25号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
議案第29号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正について  
議案第30号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について  
議案第31号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について  
議案第32号 公の施設の区域外設置に関する協議について  
議案第33号 黒磯那須共同火葬場組合との間の行政不服審査法第81条第1項の機関に係る事務の委託に関する協議について  
議案第34号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項の機関に係る事務の委託に関する協議について  
議案第35号 那須塩原市第2期最終処分場基本構想について  
議案第36号 那須塩原市保育園整備計画（後期計画）の改訂について  
議案第37号 那須塩原市発達支援システムについて  
議案第38号 那須塩原市生活排水処理基本構想の改訂について  
議案第39号 市道路線の認定及び廃止について  
請願・陳情等について  
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算  
議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算  
議案第12号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第13号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成28年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第16号 平成28年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
- 議案第17号 平成28年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
- 議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 認定第1号 平成27年度大田原地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成27年度黒磯那須消防組合一般会計歳入歳出決算認定について  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について〔契約の変更〕  
(報告)
- 日程第6 議案第40号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第7 議案第41号 訴えの提起について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第8 発議第2号 議員の派遣について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第9 発議第3号 議員の派遣について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 所管事務調査報告について  
(報告)

出席議員（26名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 藤村由美子 | 議員 | 2番  | 星宏子   | 議員 |
| 3番  | 相馬剛   | 議員 | 4番  | 齊藤誠之  | 議員 |
| 5番  | 佐藤一則  | 議員 | 6番  | 鈴木伸彦  | 議員 |
| 7番  | 櫻田貴久  | 議員 | 8番  | 大野恭男  | 議員 |
| 9番  | 伊藤豊美  | 議員 | 10番 | 松田寛人  | 議員 |
| 11番 | 高久好一  | 議員 | 12番 | 鈴木紀   | 議員 |
| 13番 | 磯飛清   | 議員 | 14番 | 眞壁俊郎  | 議員 |
| 15番 | 齋藤寿一  | 議員 | 16番 | 君島一郎  | 議員 |
| 17番 | 吉成伸一  | 議員 | 18番 | 金子哲也  | 議員 |
| 19番 | 若松東征  | 議員 | 20番 | 山本はるひ | 議員 |
| 21番 | 相馬義一  | 議員 | 22番 | 玉野宏   | 議員 |
| 23番 | 平山啓子  | 議員 | 24番 | 植木弘行  | 議員 |
| 25番 | 人見菊一  | 議員 | 26番 | 中村芳隆  | 議員 |

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

|              |       |                                    |       |
|--------------|-------|------------------------------------|-------|
| 市長           | 君島寛   | 副市長                                | 人見寛敏  |
| 教育長          | 大宮司敏夫 | 企画部長                               | 片桐計幸  |
| 企画政策課長       | 佐藤章   | 総務部長                               | 和久強   |
| 総務課長         | 菊池敏雄  | 財政課長                               | 中山雅彦  |
| 生活環境部長       | 渡邊秀樹  | 環境管理課長                             | 臼井一之  |
| 保健福祉部長       | 松江孝一郎 | 社会福祉課長                             | 菊地富士夫 |
| 子ども未来部<br>部長 | 藤田恵子  | 子育て支援課<br>課長                       | 石塚昌章  |
| 産業観光部長       | 藤田輝夫  | 農務畜産課長                             | 印南良夫  |
| 建設部長         | 君島勝   | 都市計画課長                             | 稲見一美  |
| 上下水道部長       | 八木澤秀  | 水道課長                               | 小仁所滋  |
| 教育部長         | 伴内照和  | 教育総務課長                             | 小林一恵  |
| 会計管理者        | 大島厚子  | 選管・監査・<br>固定資産評価<br>・公平委員会<br>事務局長 | 会田裕司  |
| 代表監査委員       | 大場浩一  | 農業委員会<br>事務局長                      | 川嶋勇一  |

西那須野 関谷正徳  
支所長

塩原支所長 赤井清宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠  
課長補佐兼 増田 健造  
議事調査係長 岡 栄治  
議事調査係

議事課長 大武 利幸  
議事調査係 伊藤 靖  
議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。



◎議事日程の報告

○議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手

元に配付のとおりであります。



◎追加議案の議会運営委員長報告

○議長（中村芳隆議員） ここで、昨日、議会運営委員会が開催されておりますので、追加議案の取り扱いについて議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

○議会運営委員長（山本はるひ議員） おはようございます。

これより、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、3月16日午前11時45分より、第4委員会室において、委員8名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の追加議案は、市長提出案件としての他の案件1件であります。

この議案の取り扱いについては、本日、即決扱いといたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であ

ります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げて報告といたします。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりにすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりといたします。



◎議案第19号～議案第25号及び議案第27号～議案第39号並びに請願・陳情の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第19号から議案第25号まで及び議案第27号から議案第39号までの20件並びに請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案20件及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

10番、松田寛人議員。

〔総務企画常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○総務企画常任委員長（松田寛人議員） それでは、総務企画常任委員会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

平成28年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件が4件、協議案件が2件、陳情の継続審査1件の合計7件であります。

これら案件を審査するため、去る3月8日、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長と課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、この審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑、ご意見等を中心に申し上げます。

初めに、議案第23号 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、追加する3項目の公表はどんな形で公表するのかとの質疑があり、執行部からは、職員の人事評価の状況については5段階評価の人数、職員の休暇に関する状況については休業している職員の人数、職員の退職管理の状況については、地方公務員法の改正により退職から5年間は在籍時に行っていた職務に対する働きかけが禁止になったことから、その件数を公表する形になるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第23号 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第24号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、報酬審議会ではどのような意見があり、この金額に達したのかとの質疑があり、執行部からは、まず、全国の類似団体から本市と状況が似ている30の自治体に絞り、財政健全化の状況を見比べ、検討に入った。

その次に、類似団体との差を検討した中で、上げる改定をすべきだろうということになり、人口議員定数から9の自治体に絞り込み、年額の報酬を比較し、最終的に本市の月額の出し方に置きかえ、それらの比較の中で今回の金額に上げるべきだろうという形になったとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第25号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、行政不服審査会委員の大学教授及び准教授その他これらに準ずる者について質疑があり、執行部からは、准教授等に準ずる者として、今後税理士、司法書士といった方への依頼を考える場合に対応できるよう加えた文言であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 黒磯那須共同火葬場組合との間の行政不服審査法第81条第1項の機関に係る事務の委託に関する協議について申し上げます

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第33号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項の機関に係る事務の委託に関する協議について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第34号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第11号 ミニポートピア建設反対の陳情書の継続審査について申し上げます。

委員から、二度継続した経緯はあるが、設置しようとしている業者から市へ計画が出されていない状況では審議ができないことから、現時点では不採択とすべきであると考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、事業者から市に対しての計画書が提出されていないものに関して、議会として審議の対象にならないということで、計画書が出てきたらという思いを持って継続してきたが、議会の規定により、ここで結論を出さなければならない。事業者からまだ手続が踏まれておらず、これ以上延ばすことができないということで、不採択で一度結論を出したほうが良いと思うとの意見がありました。

また、他の委員からは、計画が正式に出されていないということは、シンプルに内容を審査する

ことはできない。計画がないものに対して審議できないということであれば、不採択にせざるを得ないと思うとの意見がありました。

また、その他の委員からは、陳情者の気持ちはすぐわかる。子育ての中の親御さんの思いも入っているのではないかと思う。そういう気持ちは酌んであげたいし、自分もそういう考えである。計画が出ていない、業者の方から進展がないというところで、審議するのは難しいのではないかという意見であり、今回に関しては何も動きがないということで、不採択でいいのではないかと思うとの意見がありました。

また、他の委員から、継続してきた審議は正式な計画が出ていない状況の中で審査ができないということである。結論を出すということであれば、審議ができないということで不採択との意見が2人の委員からありました。

また、他の委員からは、陳情者に対して慎重審議をして、意向を十分に酌み取ってやりたいという考えはあったが、計画書が出ていない中で審査するという事は、何を目標に審査したらいいかわからないということで、9月では継続、12月ではその後の経過を見ていた中でも、陳情者あるいは進出したい会社の意向に対しても、十分酌み取ることができなかったという関係でここまで引き延ばしになってきた。結論を出すということであれば、今回は不採択という形で事を進めた方がよいと思うとの意見がありました。

以上、採決の結果、陳情第11号 ミニポートピア建設反対の陳情書については、委員全員一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成28年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は条例案件2件と、その他の案件2件の合計4件であります。

これらを審査するため、去る3月7日に、第4委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、子ども未来部子育て支援課の所管の議案第29号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第29号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第30号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

議員から、介護保険法の改正に伴う条項のずれの内容についての質疑があり、執行部からは、今回の改正は引用条項にかかわる部分のみとなっている。また、内容として、市に関する部分は県が指定・監督しているデイサービスのうち、利用定

員18名以下のものの指定・監督などの権限移譲であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第30号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、子ども未来部子育て支援課所管の議案第36号 那須塩原市保育園整備計画（後期計画）の改訂について申し上げます。

委員からは、認可外保育施設の数について質疑があり、執行部からは、4月1日現在で11の認可外の施設があるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、病院内の託児所が病児保育を併設した認可事業へ移行する計画であるとのことだが、開園したときに病院に勤務する人の児童のほかに、一般の児童の入園もできるのか何うとの質疑があり、執行部からは、現在計画している施設は病児保育併設の認定こども園を予定している。市が入園の判断を行うことになるため、基本的には一般の児童も預かる形となるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第36号 那須塩原市保育園整備計画（後期計画）の改訂については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、子ども未来部子育て支援課所管の議案第37号 那須塩原市発達支援システムについて申し上げます。

委員から、個別支援計画は家族も手元に置くことができるのか何うとの質疑があり、執行部からは、個別支援計画は保護者と相談しながら作成するものであり、ファイルとしてまとめたものを最終的に保護者に預けることになるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、発達支援システムの中で地域全体で育むことを目指しますとあるが、どう理解を得て地域の協力を得る考えがある

のか何うとの質疑があり、執行部からは、発達障害児を持つ保護者の意見として、問題行動が出たときに外からの視線がとてつらいと聞いている。地域に直接手伝っていただくのではなく、市民向けの講演会等を通じて、地域の理解を得られるよう環境調整というような考えであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第37号 那須塩原市発達支援システムについては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成28年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定案件2件、全部改正案件1件、一部改正案件3件、その他の案件4件の計10件でございます。

これらを審査するため、去る3月7日及び8日に第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された質疑を中心に申し上げます。

初めに、議案第19号 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の制定について申し上げます。

建設部都市整備課の審査では、委員から、条文を見ると空き家について相手がいるというように読めるが、相続人もいないような全く相手がないという状況は考えているのかとの質疑があり、執行部からは、相続等も放棄されているということが確認された場合は、一般的には国のものになると聞いている。最終的に国のものになるまでは、相続権利者が空き家を管理すると民法の中では決まりがあるようであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、2条において用語の意義について示されているが、空き家等の範疇において何うとの質疑があり、執行部からは、建築物これに附属する門、塀等の工作物、立木竹といったものを含め空き家という表記をしているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、8条の公表についてどのような方法で行うのかとの質疑があり、執行部からは、市のホームページ、広報等、またその空き家の所在場所に掲示といったことを考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第19号 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 那須塩原市空き家対策審議会条例の制定について申し上げます。

建設部都市整備課の審査では、委員から、第3条の組織で、建築関係者、不動産関係者についてどのような資格者等が入ってくるのかとの質疑があり、執行部からは、建築関係者については、建築士会にお願いすることを想定している、資格を持った方になると思う。不動産関係者については、県不動産協会にお願いしようかと考えており、資格はお持ちかと思う。ただし、条例の中で条件として定めているところではないとの

答弁がありました。

また、ほかの委員からは、実際に委員を招集し、審議会をスタートする時期はとの質疑があり、執行部からは、空き家等対策計画や来年度を予定している実態調査といったものに関しても意見をいただきたいと考えており、条例が施行されたら速やかに開きたいと思っているが、4月末か5月に入ってしまうかとは思っているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第20号 那須塩原市空き家対策審議会条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 那須塩原市消費生活センター条例の全部改正について申し上げます。

生活環境部生活課の審査では、委員から、消費生活センターの処遇等はよくなっており、安定していると思うが、例えば、有給などもきちんととれているので、この条例にかかわらず、働いている方たちの処遇は今までと変わらず同じであると考えてよいかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりで、法令を定めることにより不利益になったり、今のところ特に突出して改善される待遇といったものはないが、今までどおりできるということで理解していただいよいかと思うとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第21号 那須塩原市消費生活センター条例の全部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 那須塩原市交通指導員設置条例の一部改正について申し上げます。

生活環境部生活課の審査においては、委員からは特に質疑、意見はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 那須塩原市手数料条例の

一部改正について申し上げます。

建設部建築指導課の審査では、委員から、建築物エネルギー性能向上計画に伴う認定制度について内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、今電気だけで賄っているようなものを、ほかのエネルギー源をもって対応するという設備を対象としたものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第28号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について申し上げます。

建設部都市整備課の審査において、委員からは特に質疑、意見等はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 公の施設の区域外設置に関する協議について申し上げます。

建設部道路課の審査では、委員から、那須塩原市が大田原市に対し、逆の立場で出しているような案件はあるか。また、本件以外にも大田原市からこのような形で受けているものはあるかとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市から大田原市に対しては同様の協議は現在のところない。また、以前に同様の協議があったかについては、具体的な資料は残っていないが、西那須野地区ではかなりの路線が那須塩原市道区域に入って、大田原市で市道認定をしているという事例もあるので、過去には当然そういった経緯があったものと考えているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、この部分で道路が壊されたといったとき、地権者が例えば那須塩原市の道路課に言ってきた場合、どのような流れになるのかとの質疑があり、執行部からは、市の道路課で受けて大田原市に伝達するという流れになると考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第32号 公の施設の区域外設置に関する協議については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号 那須塩原市第2期最終処分場基本構想について申し上げます。

生活環境部環境対策課の審査では、委員から、建物の30年間の劣化によりかかる予算についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部からは、建物の構造としては、鉄骨造であるので20年、30年は耐久するであろうと予想している。稼働から埋め立て終了、廃止までの30年は十分に耐久性があるだろうという判断のもとに計画を立てたとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、作業環境保全について有害ガス対策、暑さ対策に関して何らかの対策等は考えているのかとの質疑があり、執行部からは、設計の中でかなり強力な換気扇を取りつけるということで聞いているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、この構想について現段階では市民からは何か問い合わせ等はあるのかとの質疑があり、執行部からは、今までに問い合わせはない。地元の自治会長には資料をお渡しし、本格的な細かい説明は4月以降に行う旨を報告しているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、計画の15年でもし容積が余った場合、延長せずに閉じてしまうのかとの質疑があり、執行部からは、環境省への交付金申請の際の書類として、15年の計画で結果として減量化、資源化を進めて30年もったというようなことは、自治体の努力というところで認めていただければ問題はない。今のところ倍ぐらいはもたせたいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第35号 那須塩原市第2期最終処分場基本構想については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 那須塩原市生活排水処理基本構想の改訂について申し上げます。

上下水道部下水道課の審査では、委員から、集合処理と個別処理の経済比較について、那須塩原市独自の判断材料というものはないのかとの質疑があり、執行部からは、国から示されているマニュアルに基づいてそれぞれどちらがいいものかということで検討した結果であり、市の単独の考え方というのはここには盛り込まれていないとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、経済比較の結果、浄化槽有利と判定された26カ所のうち、下水道全体計画区域内のものが22カ所あるということだが、黒磯、塩原、北那須流域の主にとこの地域なのかとの質疑があり、執行部からは、それぞれの地区でそのようなことが発生しているが、主に黒磯地区という状況であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第38号 那須塩原市生活排水処理基本構想の改訂については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号 市道路線の認定及び廃止についてを申し上げます。

建設部道路課の審査では、委員から、今後図面関係も対応した新しいものが必要になってくると思うが、どのような対応を考えているのかとの質疑があり、執行部からは、路線図については今回再編をしたので、それに合わせて作成を考えている。道路台帳デジタル化に伴い一時認定を保留しているものがあるので、ある程度新しい路線が確定した段階で路線図の印刷をかけた、今のところ平成29年度の印刷ということで考えているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、この認定の時期、日程を伺うとの質疑があり、執行部からは、議決を受け、その後、年度内目途ということになるとの

答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第39号 市道路線の認定及び廃止については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第19号から議案第24号までの6件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第19号から議案第24号までの6件については、各常任委員長報告は、いずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第19号から議案第24号までの6件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号までの6件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論の通告者に対し、順次討論を許しま

す。

20番、山本はるひ議員。

〔20番 山本はるひ議員登壇〕

○20番（山本はるひ議員） それでは、議案第25号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

私には、なぜ今、議員報酬を引き上げる必要があるのか理解ができません。

この議員報酬改定は、議案質疑への説明などによれば、昨年2月25日に、議長が前市長に議員報酬の額の審議について依頼をしたことがきっかけだったとのこと。その後、昨年11月になって前市長は那須塩原市特別職報酬等審議会に対し、市議会議員の議員報酬の額と、市長、副市長及び教育長の給料の額の2つの事項の諮問をしています。

それを受けて、審議会が3回開かれ、ことし1月28日に結論を答申しています。その答申を君島市長が受け取ったということです。

この審議会の委員の方々には、約3カ月という大変に短く厳しいスケジュールの中で、多くの資料をもとに検証をし、審議をしていただいたことと思います。このことに対し、敬意を表するものであり、答申の内容については重く受けとめ、尊重すべきであると思います。

しかしながら、それにしても就任早々の君島市長がこの答申を受け取り、そのまま議会に上程したことについて、私には理解ができません。

なぜならば、君島市長は、建設費の大幅アップが見込まれるという理由で市庁舎建設の延期を選挙公約に掲げ、市民優先の市政を行っていくことを強く訴えて多くの方々から信頼を得て当選されているからです。ですから、28年度の事業や、当初予算の中でもその理念はしっかりと反映されて

いるものと思うからです。

公平公正に市民目線で市政を行っていくという君島市長が、就任早々議員報酬引き上げを当初予算に入れる必要性はあったのでしょうか。議員報酬改定より先にすべきことはなかったのでしょうか。答申の内容を十分に尊重し、かつ、さらなる慎重な論議が必要なのではないかと思います。

当然のことですが、議員報酬はこのまちに住んでいる方々の納めた税金から支払われます。貴重な税金だからこそ慎重になるべきです。

今回の議員報酬改定の審議会答申の結論には、本市の財政状況が類似団体の中でも比較的上位にあることから、人材確保の観点からも報酬額の増額が必要であると判断したとあります。さまざまなデータから、本市議会の報酬は平均よりかなり低いということは確かなことです。

しかし、仕事の対価としての議員報酬の適正な額の根拠はあるのでしょうか。報酬額が上がれば那須塩原市の市議会議員になろうという人がふえるのでしょうか。

ところで、現在の国民年金の額をご存じですか。40年間払い続けて受け取る国民年金の額は、一月で6万5,000円ほどです。それなのに、議員報酬が市長の一声で6万5,000円上がってしまうなんてという切々たる手紙を受け取りました。お返しの言葉が見つかりませんでした。

さらに多くの方々から、今6万5,000円も上がるなんて理解できないという内容のメールや電話をいただきました。那須塩原市にごく普通に暮らしている方々の感覚として、この報酬の引き上げは納得のいくものではないのだと思います。

議員報酬の引き上げについては、まず、議員の仕事について私たち議員自身がみずから考えることが必要です。今、議会活性化検討特別委員会を中心にわかりやすい議会、見える議会を目指して

改革を進めています、まだ十分とは言えないと思います。

今後、市民の方々に議会や議員の仕事内容、その役割を理解していただかなくてはなりません。議員定数とあわせて報酬について議論をして、市民の方々の意見も聞いて改定すべきものだと考えます。そうしなければ、市民の皆様の説明ができません。到底理解をしていただくことはできないでしょう。議員報酬改定は、今急いで行うことではないと考えます。

以上のことから、私は議員報酬改定にかかわる条例の改正には反対いたします。

これで反対の立場での討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第25号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対する討論を行います。

今回の条例の一部改正は、現行の議員報酬を議長長の48万円から51万円に、副議長長の39万円を45万円に、議員の35万5,000円を42万円にそれぞれ引き上げ、栃木県内の類似自治体の鹿沼、栃木、佐野市と同じ額とするものです。これらによる年間影響額は、議員報酬、手当、共済費など合わせて総額3,501万1,000円となり、28年4月1日から実施するとしました。

審議会は、11月に諮問を受け、28年1月末までに3回の審議をして、4回目に報酬の引き上げが必要という答申を行ったとしています。極めて短い期間で答申が出ています。議員報酬にかかわる議案は、審議とあわせて市民の声を聞きながら十分な時間をかけて行うべき議案です。賛成するこ

とはできません。

市民は、景気が悪いのに何で42万なのという声  
がほとんどです。6万5,000円の報酬の引き上げ  
は18.3%もの大幅な引き上げであり、今日の厳し  
い経済状況の中で市民への説得力も欠いています。

きのうは、大手企業のベースアップの行方をテ  
レビや新聞が繰り返し報道していました。日本で  
一番もうかっているトヨタ自動車のベースアップ  
でさえ1,500円だよ、10年かかっても1万5,000円  
なのに市議会議員の給料は一気に6万5,000円の  
アップだよと街の声です。

3月15日までは税の申告があり、多くの市民が  
市役所に来ていました。先日も国保税が高くて払  
い切れず、短期証になって分納していると話しま  
す。市民の義務はおくれながらも果たしたいと  
思っているが、困るのは延滞金の利子が高く、利  
子だけでも何とかならないかという相談でした。  
払えなくなった理由は、社長から給与の引き下げ  
を相談され、受け入れた自分の甘さが原因で、妻  
からはあんたが悪いと言われていると話されまし  
た。

市民生活の実態と議員の報酬は大きく乖離して  
はならないという立場から、議案第25号 那須塩  
原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す  
る条例の一部改正について反対する討論を終わ  
ります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたし  
ます。

議案第25号については、総務企画常任委員長報  
告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第25号については、総務企画常任委員長報  
告のとおり決することに賛成の議員の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第25号については、原案のとおり  
可決されました。

議案第27号から議案第39号までの13件につい  
ては、討論の通告者がおりませんので、討論を省略  
いたします。

議案第27号から議案第39号までの13件につい  
て、各常任委員長報告は、いずれも原案可決でありま  
す。

採決いたします。

議案第27号から議案第39号までの13件につい  
ては、各常任委員長報告のとおり決することで異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第39号までの13件  
については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等に入ります。

陳情第11号 ミニボートピア建設反対の陳情書  
については、討論の通告者がおりませんので、討  
論を省略いたします。

陳情第11号については、総務企画常任委員長報  
告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第11号について、採択することに賛成の議  
員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第11号については不採択と決しま  
した。

—————◇—————

◎議案第10号～議案第18号の

予算常任委員長報告、質疑、討

## 論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算から議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算までの9件を議題といたします。

議案第10号から議案第18号までの9件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、松田寛人議員。

〔予算常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○予算常任委員長（松田寛人議員） これより、予算常任委員会の審査の経過と結果についてをご報告をいたします。

平成28年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第10号から議案第18号までの平成28年度当初予算案件9件です。

これらの付託案件を審査するため、3月16日、本庁303会議室において、委員全員出席のもと、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算について、討論では、委員から、マイナンバー制度に関する予算において、市民が受ける恩恵がほとんどないにもかかわらず、3,000万円を超える予算が計上されている。市民から情報漏えいに対する不安の声が聞かれ、市民の大切な情報を守るためにもマイナンバー制度は中止、廃止するしかないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論では、委員から、今年度、一般被保険者療養給付費として財政調整基金を取り崩して充当した。今年度の国保予算の増加分より大きな金額が賄われたことになり、財政調整基金の取り崩しを前提とした予算の取り組みを認めることはできないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算については、委員からの質疑及び討論はありませんでした。

採決の結果、議案第12号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号から議案第17号までの特別会計に係る当初予算案件5件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算について、討論の通告者に対し、順次討論を許します。

1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

○1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

理由は2つあります。

まず、平成28年度那須塩原市一般会計予算には、改定された議員報酬が含まれているからです。

そもそも、議員報酬とは何なのでしょう。報酬とは役務、つまり仕事に対する対価であると定義されていますが、議員の仕事がどこまでを指すのか非常に曖昧です。議会開会日以外にさまざまな会議や行事、それ以外にも各議員が取り組むべき調査研究は際限なくあり、構成する議員全員が一定の仕事をすることは現実的に不可能です。

また、市町村により議会の仕組みや運営方法が微妙に違うことから、同様の人口規模の他市と単純に比較することが果たして妥当かどうかもわかりません。

那須塩原市議会として報酬改定に際し、議員の仕事のあり方について協議したということもあります。まして、今那須塩原市議会は議会改革を進めている道半ばです。どれだけの成果を上げたか市民の皆さんにきちんと説明できない限り、議員報酬の引き上げは申し出るべきではないと私は考えます。市民目線からいえば、議会の存在意義がどこにあるのか、それを実感してもらわなくてはこれまで以上の報酬を支払う意味を理解できないのではないのでしょうか。費用対効果を明確に示

さなければ、これだけ厳しい社会情勢の中で到底納得できるものではないと思います。

4年ごとに選挙があるため、報酬を上げなくては若い議員のなり手がいない、専業では生活がなかなか成り立たないという意見もありますが、それが議員報酬の引き上げの最大の理由にはなり得ないと思います。なぜなら、幾ら報酬を上げても4年後の身分が不安定であることには変わりはないわけで、終身雇用が保障されなくなった昨今の社会事情の変遷から、不安定さと専業では成り立たない厳しさはほかの多くの職業にも同様に当てはまるからです。

本来、仕事の対価が見直されるべきは、人に対して行うサービスに直結する部分で、より不安定な身分で苦勞されている方たちです。今の社会は、行政であれ民間であれ、人に対して直接サービスをする仕事の多くが不安定な身分で働く方たちに担われています。その苦勞が報われないことで現場で働き手が不足し、職場環境も悪化するという悪循環が起きています。

現場の環境が悪化すれば、サービスを受ける側にも影響が出ます。保育でも、介護でも、医療でも、教育でも、現場で働く人たちが安心して仕事に専念できるような社会環境にならなくては、人は安心して子育てをしたり、病気になったり、年をとることができません。

今の日本の社会全体は非常に不均衡であり、将来に対して漠然とした不安を感じながら働いている人がたくさんいることは、誰の目にも明らかです。社会構造が本来あるべき健全な姿を取り戻すまでは、より安定的な身分の職種の賃上げや、費用対効果が曖昧な職種の報酬引き上げは後回しにすべきであると私は考えます。

もう一つの理由は、市長公約事業について、就任直後でまだ検証が十分なされていないまま新年

度にスタートする事業の予算が含まれていることです。

公約の事業であり、市民の要望に基づいていることは理解できますので、早期スタートもやむを得ないと一度は考えたのですが、全容が示されていない段階で事業の実施予算を通して本当にいいのだろうか、悩みました。膨大な予算措置が伴う事業については、スタート後の長期的な事業計画と経費の推移予想、ほかの施策との関連性や財源などについて、十分精査されたものが示されなくては議会としても判断のしようがありません。

市民に公平で公正な事業を実現するためには、執行部側でも議会でもともに慎重な審議を経るべきではないでしょうか。審査するための詳細な計画説明がないまま、予算審査を求められたことに私は納得ができません。

以上の理由から、平成28年度一般会計予算に反対いたします。

○議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論です。

市の予算は、市民優先を基本にして市政の円滑な運営を確保することを第一に、通年予算を編成したとしています。市民に最も近い基礎的自治体として推進すべき施策事業を盛り込むことで、11万7,000人の市民が安心して生活できるまちづくりと日常の暮らしをしっかりと支える予算としたとしています。

一方で、市長就任から間もない制約の中での予算であるため、調査検討が必要な公約事項は準備が整い次第、今後補正予算で追加を行うとしてい

ます。

今回の予算で評価できる点は、新庁舎の建設を延期し、これに伴う予算を一旦取りやめ、全小中学校普通教室へのエアコンの設置や高齢者外出支援タクシー券の復活、はじめてのごはん事業に向けた予算が計上されたことです。

そうした中で反対する理由は、1月から始まったマイナンバー制度、社会保障と税の一体改革に関する予算です。

住民基本台帳費など、3,000万円を超える予算が関連事務事業やシステムの改修と開発に計上されています。国は3,000億円とも言われる莫大な初期費用を投じながら、恩恵を受けるのは国と大企業がほとんどで、市民には徴税の強化と社会保障の利用抑制が目的であり、メリットは身分証明書として使える程度です。

市民の多くからは不安の声が聞かれます。一番の不安は情報漏えいです。日本年金機構の個人情報の流出の原因究明も不徹底のまま、行政目的以外にも民間などへの利用拡大が次々に予定されており、その危険は一層拡大します。マイナンバーは情報が集積すればするほど狙われる価値が高くなり、対策は情報の分散管理しかありません。

市民の大切な個人情報を守るためにも、マイナンバーの制度は中止、廃止するしかありません。マイナンバー制度は、個人情報と秘密の全てを国家が掌握することを目的とする法律であり、憲法の国民主権の原理と真っ向から対立するもので廃止しかありません。

反対する第2の理由は、待機児童問題です。

栃木県内でも2015年の10月現在、614人の待機児童がいます。昨年同時期に比べ、324人もふえています。宇都宮市が最も多く281人、次いで小山市の98人、第3位的那須塩原市の73人と続きます。

国は、地方行革を看板にした歴代政権のもとで、公立保育所の廃止や民営化が進められ、1999年の1万2,875カ所から、2014年には9,701カ所へと4分の1もの保育所が減らされました。背景には、公立保育所の運営費の一般財源化や整備費の一般財源化を進め、国の責任を地方に転嫁してきたことにあります。しかも、政府は自治体に対し、2014年から公共施設等総合管理計画の策定を求め、市もこれに沿って民営化をさらに進めようとしています。反対する以外にありません。

市の保育園臨時職員費4億円が計上されています。市の保育士の63%が臨時職員とありますが、1人8時間勤務の換算としての割合であり、実数はさらに高いと思われます。職員の配置として異常な状態にあり、保育の質の低下にもつながります。深刻な保育士不足は保育所増設が進まない要因の一つにもなっています。

ところが、国の保育士確保プランは勤続年数に応じた処遇改善とあるものの、賃金の抜本的な改善はありません。国は無資格の職員配置を認めるなど、基準を緩和して人手不足を解消しようとしています。

市は、生活を支える職業として単価の抜本的な引き上げと、資格があり再任用を繰り返す職員は正規の職員として採用すべきです。学費をかけて4年間学んでも無資格と変わらないのでは、保育士への志をそぎ、保育士確保に逆行し保育の質の低下につながります。

市の子ども医療費助成事業に3億3,377万9,000円の計上があります。国は、子どもや重度心身障害者など医療費窓口負担の無料化を実施した全国の自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティーを毎年課してきました。

栃木県は、県に先行して県内市町が既に実施していた子ども医療費の窓口負担の現物給付を、県

民の世論と運動に押されて就学前まで拡大しました。これに伴い、本市の現物給付へのペナルティーがなくなりました。本市は子ども医療費助成を拡充することなく、そのまま2,606万円を減額しました。認められません。

県内市町でも少子対策や子育て支援として、国のペナルティーを乗り越え、高校まで現物給付とするさくら市や塩谷町の例があります。本市は高校生まで無料化したものの窓口負担が多くあり、子ども医療費を見直す必要があります。高校生までの現物給付とするよう求めます。

放射能対策事業として3億3,706万6,000円の計上があります。事業所除染や新たに申請された住宅除染、農産物の放射能物質吸収抑制対策や指定廃棄物の一時保管が中心です。

甲状腺エコー検査の計上はありません。除染が行われたものの、依然として放射線量が高い地域の市民が不安を訴え、放射線量の低減を求める声があり、子どもの甲状腺検査の実施を求める市民がいます。国に要請を行うとともに、実施に向けた努力を続けるべきです。茨城や本市でも、国に先んじて積極的に除染を行い、住民要求に応えた結果、国が後から予算をつけた実績もあります。甲状腺エコー検査では、市のアドバイザーなど、必要がないとする大学教授とエコー検査を実施すべきという大学教授がいますが、ともに調査については今後も継続すべきという点では一致しています。市は市民の声に応えるべきです。

予算編成には市民サービスを低下させず、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズに応える市民サービスを確保し、引き続き、東電原発事故の放射能汚染から市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第10号 平成28年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第10号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第10号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時16分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論の通告者に対し、順次討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論です。

本会計は、国民皆保険の運営を目的に設置したものであり、平成28年度は26年度の決算、27年度の保険給付状況等をもとに、適切な保険運営のための予算を計上するものとしています。

予算は、28年度の被保険者数を前年度に比べ1,104人減の3万5,137人とし、予算額は前年度比

5.1%増の160億2,122万5,000円としました。市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の49.5%を半分以下の24%に引き下げてきたことにあります。

栃木県の自治体の国保収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ県民への支援が少ないからです。国には国庫負担を元に戻すように、県には支援をふやすように要請すべきです。

反対する理由の第1は、栃木県で2番目に多くため込まれた本市の国保財政調整基金は19億9,500万円となり、県内の市や町では1人当たり一桁や二桁のまちがあり、大田原市は県内平均並みの1万6,000円台となる中で、本市は5万円以上と突出しています。28年度一般被保険者療養給付費として財政調整基金の9億2,005万2,000円を取り崩し充当された結果、財政調整基金の残額は11億6,655万8,000円となったとのお答えがありました。

今年度の国保に繰り入れられた繰入金総額は16億8,915万3,000円で、昨年度より1.7%増で2,847万3,000円しかふえていません。今年度の国保の増加分7億7,632万1,000円の全ての額よりも大きな金額が財政調整基金の取り崩しによって賄われたことになり、財政調整基金の取り崩しを目的にしたような予算の組み方を認めることはできません。

多過ぎる財政調整基金は、高い国保の余りを合併以来積み上げてきたもので、市民から預かった大切な財産です。2年後の国保都道府県単位化を前に、明確にならない財政調整基金の取り扱いは、市が保険料を引き下げ、払いやすい国保税にするとともに、予防医療や健診を強め、市民の目に見える形で還元するのが多くの市や町のやり方です。条例の範囲内で行っているとのお答えがありまし

たが、認められません。

財政調整基金1位の塩谷町は、1人当たり6万円を超える財政調整基金を保険税の引き下げに使いました。

反対する第2の理由は、保険証の取り上げ問題です。

厚労省の2015年の県内市町の国保滞納等の速報値が発表されました。資格証発行率が2.82%で8年連続ワーストワンの栃木県です。那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、県内2位の保険証取り上げを直ちにやめ、28年度歳入の20.2%を占める保険税32億3,751万円の収納率を引き上げるため、市民が払いやすい保険料への引き下げと、市民の実情に添った土日の納税相談などを強化することです。

那須塩原市の2015年の資格証発行数は928世帯となり、発行率では県で2番目に高い4.67%です。発行率では真岡市が1位、栃木市が3位、足利市が4位と他の市と変わりましたが、栃木県全体の9,084世帯の10.2%を那須塩原市が占めています。

市民に過酷な保険証の取り上げには反対する以外にありません。国民健康保険法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」としています。国保は社会保障に寄与する制度であり、社会保障と明確に規定しています。

全国の3割を超える市町村では、既に資格証の発行をやめています。国がこの事実を認めるようになって6年目になります。資格証を発行しても結果的には診療がおくれ、病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納率も上がらず、よいことは何もないという理由からです。

県内では、那珂川町は唯一、今回も資格証を交付しませんでした。県内の幾つかの市や町が国保

財政の単年度決算は赤字です。市は保険証がなくても無料または低額の診療が受けられる制度があり、県内医療機関としては日赤と済生会、宇都宮の協立病院が認められていることを市民に早急に知らせるべきです。

国の県単位化や社会保障と税番号制度、病床転換支援金は、市区町村の独自の取り組みを混乱させ住民の声を届きにくくする、住民自治を破壊する制度です。市や町は国の言いなりになるのか。市民の健康を守る立場で国保税の引き下げや、値上げを抑制する努力を続けるのかが厳しく問われています。

市の国保財政改善への道は改善が続いていますが、警戒も必要です。国には国庫負担の増額を求め、市は市民が払いやすい保険税の引き下げと、保険証の取り上げの制裁をやめ、土日の休日納税相談やトワイライトなど相談体制を強め、市民の健康と命を守るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 次に、19番、若松東征議員。

〔19番 若松東征議員登壇〕

○19番（若松東征議員） 議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度の国民健康保険特別会計は、前年度と比べて7億7,632万1,000円、率にして5.1%増加し、総額160億2,122万5,000円の予算でございます。

本市の国民健康保険の運営は、保険給付費が被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより増加する一方、保険税収入が平成26年度から税率引き下げにより減少するなど、大変厳しいものがあ

ります。国民健康保険は、国民全てが公的医療保険に加入する国民皆保険を支える制度であり、この制度を安定的に継続して運営することが被保険者の健康を守る基本となります。

平成28年度予算については、平成26年度の決算及び平成27年度の医療給付状況などを分析し、計上された予算であると判断し、今後も財源確保のため、保険税収納率の向上など適切な運営をお願いし、議案第11号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第11号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第11号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算から議案第18号 平成28年度那須塩原市水道事業会計予算までの7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第12号から議案第18号までの7件について、予算常任委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第12号から議案第18号までの7件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に確

認をいたします。

異議ある議案番号をお示しをいただきたいと思

○11番（高久好一議員） 議案番号12号です。後期高齢者医療特別会計予算です。

○議長（中村芳隆議員） それでは、議案第12号について、個別に採決をいたします。

議案第12号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、採決いたします。

議案第13号から議案第18号については、予算常任委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎認定第1号及び認定第2号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、認定第1号及び認定第2号の決算認定案件2件を議題といたします。

認定第1号及び認定第2号の2件については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

決算審査特別委員長、12番、鈴木紀議員。

〔決算審査特別委員長 鈴木 紀議員登壇〕

○決算審査特別委員長（鈴木 紀議員） これより、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について

ご報告いたします。

平成28年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、平成27年9月30日に解散した大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合における決算認定案件2件です。

これらの付託案件を審査するため、3月16日、本庁303会議室において、委員全員出席のもと、決算審査特別委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、副委員長から第1分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、認定第1号 平成27年度大田原地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成27年度黒磯那須消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

認定第1号及び認定第2号の2件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

認定第1号及び認定第2号の2件について、決算審査特別委員長の報告は、いずれも原案認定であります。

採決いたします。

認定第1号及び認定第2号の2件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって認定第1号及び認定第2号の2件については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

### ◎報告第2号及び報告第3号の上 程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について及び日程第5、報告第3号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたしたいと思っておりますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2件を一

括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 報告第2号及び報告第3号につきましてご説明申し上げます。

報告第2号及び報告第3号の2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解並びに契約の変更について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

初めに、報告第2号について申し上げます。

議案書は3ページから4ページ。議案資料はございません。

本件につきましては、平成27年5月7日、那須塩原市東原地内の市道黒磯西岩崎線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道黒磯西岩崎線を那須方面から黒磯方面へ南に向かって走行していたところ、突然落ちてきた長さ2m、重さ5kg強の木の枝が車両にぶつかり、車両の天井部及びフロントガラスを破損したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金29万6,914円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第3号について申し上げます。

議案書は5ページから6ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、平成25年12月の第6回定例会において議決をいただき、株式会社パスコ栃木支店と契約を締結いたしました、那須塩原市道路台帳統合及び那須塩原市道路台帳管理システム

整備業務委託について、契約の変更を専決処分いたしましたので、ご報告を申し上げます。

契約の変更内容につきましては、道路台帳図の未整備路線のデジタル化や、西那須野支所、塩原支所においても道路台帳を閲覧できる環境の整備を行うための費用として契約額を778万9,680円増額したものであります。

以上2件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、議案第40号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第40号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1ページから3ページとなります。

今回の補正予算は、国の補正予算において創設された地方創生加速化交付金を活用して、サイクルロードレース「ツール・ド・とちぎ」の開催支援に要する経費について予算措置を行うものでございます。

補正の内容は、歳入では議案資料3ページ、14款国庫支出金で地方創生加速化交付金80万円を追加し、歳出では同ページ、10款教育費で「ツー

ル・ド・とちぎ」開催支援負担金として歳入と同額の80万円を追加するものであります。

このことにより、平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を477億8,769万4,000円とするものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、3件の繰越明許費補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、議案第

41号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 議案第41号 訴えの提起について提案のご説明を申し上げます。

議案書は2ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、本市の学校給食費滞納整理方針に基づく再三の督促及び催告にもかかわらず、給食費納入の意思が示されない者に対して、大田原簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされたため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申し立てのときに訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 説明が今あったんですが、もう少し説明を聞かせてください。

訴えの年数が、たしか前の年数だけだと思うんですが、現在もその子どもさんは学校にいるのか、その後の支払いはどうなっているのか、この辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 今回の訴えの関係でございますが、市の給食費滞納に対する基本方針をもとに、幾つかの項目に該当する滞納者に対しまして、昨年秋以降、何度かの接触を図ってきたわけなんです。その中で直接接合のできなかった方に対して支払督促を行ったわけですが、今回対象の訴えを提起された方については、現在は卒業をされている方でございます。

ただ、接触がとれないということもありましたので、私どもとしてはやはり公平な公正な給食費という観点から、支払督促を行って今回に至ったということでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————  
◎発議第2号及び発議第3号の上  
程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第8、発議第2号 議員の派遣について及び日程第9、発議第3号 議員の派遣についての2件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（阿久津 誠） それでは、日程第8、発議第2号及び日程第9、発議第3号について一括してご説明を申し上げます。

まず、発議第2号であります。4月7日から8日まで富山県滑川市との姉妹都市交流事業を行うため、全議員を派遣するものであります。

また、発議第3号につきましては、議会報告会を5月24日から26日に開催するため、全議員を派遣するものであります。

いずれも公務として扱うため、那須塩原市議会会議規則第167条第1項の規定により、議決を求めます。

以上であります。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第2号及び発議第3号の2件については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号の2件については、原案のとおり可決されました。



#### ◎所管事務調査報告について

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第10、所管事務調査報告についてを議題といたします。

関係委員長は登壇の上、報告願います。

初めに、総務企画常任委員長、10番、松田寛人議員。

〔総務企画常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○総務企画常任委員長（松田寛人議員） 総務企画常任委員会の所管事務調査における行政視察報告を申し上げます。

平成28年1月26日から28日の3日間にかけて、委員8名が参加し、福岡県福岡市と久留米市を視察してまいりました。

まず、1月26日は、福岡市役所において姉妹都市交流事業について説明を受けました。福岡市は、7つの市との交流を積極的に展開しており、市議会においても交流事業が行われております。オーストリア・リンツ市との姉妹都市提携を予定している本市において、今後の取り組みに参考になるものと思われま

す。次に、1月27日は、福岡市民防災センターと福岡市男女共同参画推進センターを視察してまいりました。福岡市民防災センターは、災害の模擬体験を通して防災に関する知識、技術、行動力を身につけることを目的としており、子どもから大人まで多くの方に利用されております。視察当日も小学生が訪れており、模擬体験により防災への対処法を学んでおりました。

福岡市男女共同参画推進センターは、市民等による男女共同参画社会実現の取り組みを支援するための施設であり、さまざまな講座や事業が行われております。幅広い事業の取り組みの中に、男女共同参画の推進に真摯に向かう様子がうかがわれました。

次に、1月28日は、久留米市役所においてオープンデータ推進の取り組みについて説明を受けました。久留米市においては、産学官が連携してオープンデータの活用を推進し、市民の利便性向上、地場企業の活性化を図り、地域活性化につなげることを目的としております。

本市においては、那須地域定住自立圏としての事業の取り組みに期待したいと思います。

その他の詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書をお目通しをください。

また、視察先の資料等をごらんになりたい場合は、事務局へお申し出ください。

以上、総務企画常任委員会による所管事務調査における行政視察の報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 次に、建設経済常任委員長、7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） それでは、建設経済常任委員会の所管事務調査における行政視察の報告を申し上げます。

平成28年1月18日月曜日から20日の水曜日の3日間にかけて、観光に関する取り組み及びまちづくりに関する取り組みを中心に、京都府舞鶴市、福岡県小浜市、滋賀県長浜市を視察してまいりました。

また、当初は、最終日の20日水曜日に滋賀県近江八幡市市役所において近江八幡市風景計画策定業務及び市民バス運行事業についての視察を行う予定でしたが、現地においてことし初めてという

大雪に見舞われ、近江八幡市の視察については中止を余儀なくされてしまい、資料の提供を受ける形となりました。

したがいまして、近江八幡市以外の視察先についてご報告をします。

まず、1月18日月曜日は、京都府舞鶴市の一般社団法人舞鶴観光協会及び合同会社まいづる広域観光公社において、広域観光の取り組み及び観光振興策等について説明を受けました。

また、重要な観光資源となっている軍港付近や赤レンガパークについても現地を視察しました。

次に、1月19日火曜日は、福井県小浜市において地産地消及び広域観光の取り組み等について、社団法人若狭湾観光連盟により説明を受けながら視察を行いました。

なお、今回の観光は、キーワードは観光客目線で視察をするということで、非常に意義のある視察になりました。

また、同日、滋賀県長浜市に移動し、特定非営利活動法人まちづくり役場において、黒壁を中心とした市街地活性化と観光まちづくりにおいて及び空き家・空き店舗の活用について黒壁スクエアの現地を含め視察いたしました。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書をお目通しください。

以上、建設経済常任委員会における所管事務調査における行政視察の報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

◇

◎市長挨拶

○議長（中村芳隆議員） 以上で、平成28年第2回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたします。

した。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 平成28年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る2月26日から本日までの21日間にわたり開催されました第2回市議会定例会も閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成28年度那須塩原市一般会計予算を初め、各会計予算、条例の新規制定や改正、計画の改定などの案件、本日の追加案件4件を含め、合わせて47件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、市政一般質問の場におきまして皆様方からご提示いただいたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせていただきますと考えております。

さて、現在開会中の第190回通常国会において審議されております地方税法等の一部を改正する等の法律案であります。この法案が3月中に可決、公布された際は、早急に市税等関係条例の一部を改正し、施行する必要があることから、専決処分とさせていただく予定でありますので、議員の皆様にはあらかじめご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、平成28年度は那須塩原市として合併から10年を経過し、新たな一步を踏み出す年度であるとともに、私にとりましても市長として新たなまちづくりに向けた取り組みが本格的に始まる大切な年度でもございます。

基本的な市政運営に関しましては、本定例会の冒頭に申し上げました平成28年度市政運営方針に

基づき実施をしておりますので、議員各位にはさらなるご理解とご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げまして、第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。



### ◎閉会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、私からご挨拶申し上げます。

去る2月26日から21日間にわたり開催してまいりました平成28年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。皆様のご協力に対しまして、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程で各議員から出されました意見、要望等を十分にご検討いただき、市政に反映されますようお願いいたします。

市議会といたしましても、私たち議員が市民の皆様から託された任期4年のうち3年近くが経過いたしました。これまでも議会改革に努め、一定の成果はおさめてきたところでございますが、あと1年余りの残された任期につきましては、議員各位のご協力をいただきながら、さらに開かれた議会の実現に努めてまいりたいと考えております。

さて、明日は市内の小中学校で卒業式が予定されておりますが、この季節は出会いと別れの季節でもあります。この会議に出席されております片桐企画部長、八木澤上下水道部長、赤井塩原支所長、

大島会計管理者、会田選挙管理委員会事務局長、川嶋農業委員会事務局長、小仁所水道課長、小林教育総務課長、そして阿久津議会事務局長を初めとし、32名の職員の皆様がこの3月をもって退職されると伺っております。

退職される皆様は、合併前はそれぞれの市や町のために、合併後は那須塩原市の発展と市民の福祉の向上のためにご尽力いただき、大変ありがとうございました。そして、長い間本当にお疲れさまでございました。

また、我々議員に対しても誠実に接していただいたことに対しまして、議員を代表いたしまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

これから第二の人生を歩むに当たりまして、皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後も健康に十分留意され、本市のさらなる発展のためにご指導、ご鞭撻くださいますようお願いを申し上げます。3月に退職を迎える皆様への贈る言葉といたします。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時

上記会議録を証するため下記署名する。

平成28年3月17日

議 長 中 村 芳 隆

署 名 議 員 齊 藤 誠 之

署 名 議 員 佐 藤 一 則